

2019年10月17日

北海道知事 鈴木 直道 様

2020年度（令和2年度）

**勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書**

北海道労働者福祉協議会

理事長 工藤 和男

## 北海道への「勤労者・道民」の福祉向上に向けた要請

日頃、道民生活の安定と勤労者福祉の向上に尽力されておりますことに敬意を表するとともに、今日まで、弊協議会の運動や事業にご理解・ご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。また、昨年発災いたしました「北海道胆振東部地震」の復旧・復興へ向けた精力的な取り組みに対しまして、心から敬意を表し感謝申し上げます。

さて、北海道労福協は、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、中央労福協をはじめ各都府県の労福協とともに、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働により、各般の課題に取り組んでおります。

また、国連が採択しました「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で役割が明記され、政府のSDGs実施指針でも連携するステークホルダーとして挙げられた「協同組合」の社会的価値を高める活動や、社会の持続可能性自体が問われる中で大きな課題となっている、格差の是正、貧困や社会的排除、社会的孤立に陥らない社会をめざした諸活動を進めております。

現在、大学学費の高騰と家計収入の減少により、大学生の半数以上が何らかの奨学金を利用しています。数百万円の奨学金（借金）返済を背負い社会に出ても、不安定雇用や低賃金労働の拡大で「返したくても返せない」若者たちが増えています。北海道労福協をはじめ全国の労福協は、未来を担う若者を社会全体で支えるため、2015年と2018年の2回にわたる全国アンケート調査を通じて、奨学金制度の問題点・課題を可視化し、引き続き貸与型奨学金制度の改善、教育費負担の軽減を求める取り組みを進めております。2018年4月に給付型奨学金制度が本格実施となり、本年5月に低所得者を対象とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立いたしましたが、その内容はきわめて不十分と言わざるを得ず、教育費の無償化も展望しつつ、対象者の中間所得層への拡充、教育費負担の軽減、現行制度のさらなる改善が必要となっております。

一方、「生活困窮者自立支援法」の改正に伴い、道内におきましても生活困窮者自立支援制度の発展と支援体制の強化が求められており、就労準備支援事業、家計改善支援事業の全自治体での実施や制度を担う人材の確保・育成、そして雇用の安定が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえて、北海道労福協は、道内の労働者福祉セクター全体の意見反映といたしまして、北海道労福協や加盟団体等全体で実現をめざす政策課題の要望・要請事項をとりまとめたところです。

つきましては、私どももこの内容につきまして、広く勤労者・道民全体への理解の進展に努め、その実現に向けて、取り組みを進めて参る所存ですので、今後の道政運営と2020年度の予算編成に是非反映されることを切望し、ご要請申し上げます。

## 1. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援

### (1) 北海道におけるSDGsの推進

- ① 道におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「誰一人取り残さない」という観点から格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講ずる。
- ② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、道においても、外国人や外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかる。

### (2) 道による協同組合支援の強化

「労働者協同組合法」の法制化に関する道内自治体議会での意見書採択は、道議会をはじめ64の自治体に及んでおり、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は高まりつつあり、政府はもとより道においても、協同組合の支援をより一層強化する。

道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。

### (3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催する。

### (4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

道は、超党派の国会議員らによる「労働者協同組合法」の早期制定へ向けた動きが加速する中で、「協同労働の協同組合」の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させることを検討するとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を具体的に推進する。

### (5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準(公正労働基準)を明確

にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。

## 2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

### (1) 被災者・避難者への生活支援

道は、昨年発災した「北海道胆振東部地震」および「東日本大震災」の被災地から道内各市町村へ避難している方々への支援策をいっそう強化するとともに、以下の取り組みを行う。

- ① 道は、各振興局に対して、管内市町村との連携を密にするなかで、被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細やかな情報提供や総合相談体制を強化するよう指導する。
- ② 被災者生活再建支援制度の拡充について、とりわけ半壊世帯に対する支援金は、当該家屋を解体しない限り受給対象とならないことから、半壊世帯への支給が可能となるように、制限の撤廃を国へ要請する。また、本制度の内容について広く道民へ周知徹底をはかる。さらに、本制度を補完する道としての支援制度について検討を行う。
- ③ 近年、復興住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。

### (2) 今後の道内における災害対策

道は、突発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を検証し、遅延もしくは不十分な点が認められる場合は、その実現に向けて最善を尽くす。

- ① 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底する。
- ② 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、改正災害対策基本法にて各市町村に義務付けられている避難行動要支援者の名簿の作成を徹底する。
- ③ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底する。
- ④ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強める。
- ⑤ 胆振東部地震での復旧・復興へ向けた諸施策の取り組みから得た教訓や反省

を踏まえて、「北海道防災対策推進計画」に依拠して策定された2019年度の「北海道強靱化アクションプラン」については厳格な実行対応を求める。

### 3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

#### (1) 教育の機会均等 ～ 奨学金制度等の拡充・改善について

- ① 北海道をはじめ全国各県の労福協が、2018年に行った「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」の結果では、道内に居住する39歳以下の日本学生支援機構利用者」のうち、学生時代に「利用した」との回答が54%を占めており、現在の返済状況と今後の返済不安について質した設問にも、約62%の人が「不安である」と回答しています。

したがって、道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充をより積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかる。

- ② 北海道労働金庫が、2017年10月より取り扱いを開始した「奨学金借換ローン」が、2019年9月末までで303件、737百万円の融資額となっていることから、奨学金借入者の社会へ出てからの返済負担が重くのしかかっていることが推察される。したがって、道は、国の奨学金制度を補う観点から、すでに全国32府県において地方企業に就職した場合に奨学金の返還を支援する仕組みについて導入・実施している実情を踏まえて、道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施する。
- ③ 道内高校生を対象とした国の補助事業を活用した給付型奨学金について、2020年度は2019年度の予算額を上回る措置を講ずる。合わせて、返済困難者に対する相談体制や救済措置をさらに拡充する。
- ④ 公立大学の授業料等を引き下げるための具体的な施策を講じること。また、「大学等における修学の支援に関する法律」施行に伴う新制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、道として必要な措置を講ずる。

#### (2) 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ① 改正生活困窮者自立支援法(2018年10月1日施行)に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や道民への周知・啓発を徹底する。

- ② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、引き続き十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保する。
- ③ 就労準備支援事業、家計改善支援事業については、改正法で努力義務化されたことに伴い、3年間の集中的な取り組み期間において、道内全ての自治体において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。
- また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。
- ④ 改正法により、道による市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、道としての役割やイニシアティブを発揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。
- ⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。
- ⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。
- ⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断する。
- ⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、前年度に回答のあった「改正法に基づく支援会議の設置を推進する」との現状報告を求める。
- ⑨ 食事の提供として始まった「子ども食堂（新聞報道では全道で150カ所、札幌圏で60カ所以上）」は、今や学習支援・進路相談・いじめ・不登校問題・家庭内暴力問題など「子どもの人権」に係る問題等への対応の場へと進展を見せており、食堂運営者に求められる役割と機能も高度化している。したがって、

道に対し全国の複数県で始まっている市町村の枠を超えた支援体制、実施団体と協力者を結ぶコーディネーターの配置を求める。

### (3) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

2018年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないように対応する」(2018年1月19日閣僚懇談会確認)としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、道としても単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、道内の市町村に対しても、引き上げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるようあらためて徹底をはかる。

### (4) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 直近において、道内でも痛ましい児童虐待事件が発生し、対応・管轄する児童相談所の不適切な対応が社会的な避難を浴びており、きわめて由々しき事態であることから、道内の児童相談所における児童福祉士・相談員・児童心理士等の適切な配置や人材の育成・確保を早急に進め、関係法令等に基づき適切な運用がなされるよう、道に対して強く要望する。
- ② 子どもの虐待の深刻な状況を踏まえ、道民に対して広く児童虐待防止法の周知をはかる。特に、国民の通告義務(児童福祉法第25条)について、啓発・広報の徹底をはかる。
- ③ 道は「子どもの貧困対策法」改正法案で努力義務化された活動計画の策定・遂行を徹底する。また、今年度内に予定されている「子供の貧困対策大綱」の見直しを待たずに、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定める。
- ④ 全国的に多発する児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえ、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、2020年4月から2023年4月にかけて順次施行される予定だが、児童虐待件数は年々増加していることから、道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携など法施行を待たずに実施する。

### (5) フードバンク活動の促進

食品ロスの削減に向けて、現在道が取り組んでいる「どさんこ愛食食べきり運動」の浸透・拡大をよりいっそう図っていくためには、道内で活動している「フードバンク(現在5団体)」との連携は不可欠であり、フードバンク活動の健全な発展は、道としても重要な課題であるとの認識に立ち、担当部署の明確化をはじめ、この活動に主体的に関わることを求める。

## (6) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充

- ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であるが、近年、利用が減少しており、利用促進に向けた対策の強化が求められる。については、利用低迷の要因を分析のうえ、具体的な施策、その実施状況、効果、今後の課題等について可視化をはかる。また、関連団体との協働化を促進し取り組みの補強・強化を進めていくため、具体的な取り組み内容の明確化・共有化をはかる。
- ② 中小企業従業員の定義に合致しない勤労者は、所得の多寡に関わらず、現行の制度では融資対象者になり得ないが、勤労者への公平・平等な福祉提供の観点から、中小企業に準ずる規模の法人（NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等）に勤務し、年収が基準（600万円以下）を満たす場合は、雇用先の性格に拘らず融資対象者とする。

## (7) 「福祉灯油制度」の拡充と公営住宅高層階への灯油配達支援

世界景気の減速懸念や米国とイランの対立などにより、今後の原油価格の動向は世界的にも大きな不安定要因を抱えており、このような情勢下で、当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ且つ、消費税の引き上げを契機に、よりいっそう厳しさを増すことが推測される勤労者・道民の所得・生活環境に鑑み、「福祉灯油制度」の拡充と公営住宅高層階への灯油配達問題の解消に向けて、道として速やかに対処する。

- ① 国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。
- ② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。
- ③ 各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう補助金の増額と合わせて、その用途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。
- ④ 公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油「階上げ」が、新たな問題として発生している。居住者が自力での「階上げ」ができず、また配達業者の方も、割増料金の請求を放棄してまで謝絶するケースが増えてきている。利用者の「階上げ」費用の負担、配達業者の「階上げ」協力者の組織化（地域住民・ボランティア等）も一部に始まっているが、現状はその対応に追いつかない実情であり、今冬での「灯油難民」の発生が心配される。したがって、道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行うとともに、援助金の支出や「階上げサポーター」の組織化等の支援策について、検討



会を設置して、速やかに対応策を検討する。

## (8) 自死・多重債務対策等

- ① 道内における自死者数は年々減少傾向にあるものの、平成 29 年の自死率は 17.3 と全国平均の 16.4 を依然上回っており、都道府県別では 16 番目に高い割合となっている。したがって、道としても改正自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づいた着実な施策の実施と「北海道自殺予防対策連絡会議」の充実開催など必要な施策を積極的に推進する。
- ② 昨年度の回答に、若年層の自死防止策として高校生を対象とした SNS を活用した相談体制の試行実施を行っている、とあったことから、その結果もしくは中間的な報告が開示可能であれば要請したい。また、有用との判断に立つのであれば、よりいっそうの相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。
- ③ 北海道多重債務者対策協議会が実施する「多重債務者相談強化キャンペーン 2019」の積極的な展開をはかるとともに、多重債務者対策本部との有機的な連携の下、道内での「ヤミ金」撲滅に向けた取り組みをいっそう強化する。
- ④ 多重債務の誘発が懸念されるカジノの誘致については、昨年 7 月に設置した「有識者懇談会」での議論を踏まえつつ、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析をし、それらが払拭されないかぎり、カジノの誘致を断念するよう努める。
- ⑤ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されており、道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応を継続する。

## (9) セーフティネットの拡充

- ① 道は、2017 年 10 月に創設された「新たな住宅セーフティネット制度」の周知・啓発を引き続き行うとともに、改修費や家賃補助等の仕組みの活用、居住支援協議会の設置・強化をはかり、セーフティネット住宅の確保や居住支援を充実させる。
- ② 高齢低所得単身女性の問題は、単に公的年金制度の拡充に頼るだけでなく、地域社会の深刻な問題として受け止める必要があり、道としての体系的な施策の検討・実施を求める。
- ③ 地域の高齢者が元気で自立した生活を送れるようにサポートする「地域まるごと元気アッププログラム」等の運動教室の拡大に向けて、各市町村に対する道としての積極的な支援活動を求める。

## 4. 消費者政策の充実・強化

### (1) 地方消費者行政の充実・強化

道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。また、国に対して「地方消費者行政活性化交付金」の増額を求めるとともに、自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。

### (2) 消費者団体の公益活動に対する支援

道内で唯一の適格消費者団体である「NPO法人消費者支援ネット北海道」は、2019年度内に「特定適格消費者団体」への認可申請を行う予定であり、消費者裁判手続特例法に基づく消費者被害の集団的回復制度の活動を行うことをめざして、組織体制や定款・規程の整備、消費者への周知活動を進めていることから、道は認可手続きに向けた財政面・情報面での最大限の支援を行い、道内における新たな訴訟制度の実効性を確保する。

### (3) 地域における消費者教育の推進

道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」（2018年3月改訂）を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成をはかる。

### (4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進める。

### (5) 道内物価動向の継続監視

道として物価の動向を引き続き監視するとともに、とりわけ家庭用エネルギーの料金がすべて自由化されたことを踏まえて、電気・ガス料金等の価格表示の適切性や利用者の業者選択にあたっての注意喚起など、消費者の権利を確保するための具体的な手立てを講ずる。

## 5. ディーセントワークの実現

### (1) 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法が改正され、2020年4月より施行される予定である。道においても改正内容が確実に実行されるよう、各市町村、及び関連公的機関の雇用率を公表し、法施行により義務付けられる障害者活躍推進計画の策定を徹底する。

## (2) 職場におけるハラスメントの防止

パワーハラスメントの防止措置の企業への義務づけなどが労働政策総合推進法に盛り込まれ、2020年4月より実施される予定である。すでにセクハラについては男女雇用機会均等法、マタハラは育児・介護休業法などで企業に相談窓口の設置などが課せられていたが、パワハラには法による規定がなかった。

道は、あらゆるハラスメントを職場で防止するため、あらゆるハラスメント防止に対して周知・指導を徹底する。

## (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 道は、「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を有用し、仕事と家庭・子育てが両立できるよう、労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを積極的に進める。

② 道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善をはかる。

## 6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金の増額を求める。

【参 考】 北海道補助金決定額

年 度	補助金等決定額
平成29年度	3,467,000 円
平成30年度	3,294,000 円
平成31年度	3,129,000 円

(2) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、道としての積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努める。

## 7. 安心・信頼できる社会保障の構築

### (1) 子育て支援

- ① 昨年度、道から各振興局単位で設置するとの回答を得ていた「地域ネットワーク会議」の設置状況と当該会議での議論ポイントの概要について開示を求めるとともに、議論経過を尊重した追加の施策展開など、より積極的な支援対応を求める。
- ② 道内における潜在待機児童数の解消に向けて、引き続き、保育士確保のための処遇改善をはかるとともに、事故防止等の観点から教育訓練を促進する。

### (2) 医療および介護

- ① 引き続き、道内における総合診療医の育成に努めるとともに、訪問看護師の育成や訪問看護ステーションの人材確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。
- ② (公財)介護労働安全センターが、平成 29 年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」によると、道内の訪問介護員・介護職員の平均賃金(月給者)はきわめて低位にあり、このことが離職率の高さ(17.8%)にも繋がっていることが推察される。したがって、訪問介護員・介護職員を含む全ての介護従事者の処遇改善をすみやかに実施するよう道として強く国に求める。
- ③ 道内において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。
- ④ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。
- ⑤ 各市町村において、家族介護を行う介護者(ケアラー)が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。

## 8. 暮らしの安全・安心の確保

### (1) LPガスの問題

総務省北海道管区行政評価局が、2018年10月に北海道経済産業局へ通知した「液化石油ガスの取引適正化に関する調査(調査結果に基づく改善通知)によると、多くの問題点が放置されたままで甚だ憂慮すべき状況といえ、LPガス販売における消費者の権利と選択の自由が保障されておらず、LPガス販売業界のコンプライアンスに対する姿勢を大きく問われている。このようななかで道は、経済部産業振興局環境エネルギー室において振興局・札幌市を通じてLPガス販売業者の検査を4

年サイクルで実施しことから、次の点を要望する。

- ① 省令改正とガイドライン制定にともなう新しい検査マニュアルで実施した、2018年度の検査結果について、項目ごとの評価および対策を公表する。
- ② LPガス販売の適正化に向けた、道主催による行政・業界・消費者による検討会の定期開催を要請する。

## (2) がん検診受診率の向上

道が調査した「市町村別がん検診受診率（平成29年度）」結果からも、道内における「がん検診(2017年)」の受診率は、全ての部位（胃<7.8%>・子宮<15.8%>・肺<4.6%>・乳<15.4%>・大腸<5.9%>）において、依然として全国平均値を下回っており、北海道がん対策推進計画のなかで平成35年度までに受診率を50%以上とする目標にはほど遠い隔たりがあることから、受診率の向上をはかるための取り組みをなおいっそう強化する。

## (3) SS過疎地問題

「SS過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。したがって、この問題の解決は、当該市町村（SS3カ所以下の市町村は62/平成30年3月末）が率先して地域の将来を見据え、地域で確保するSSの将来目標を設定するなど、地域の実態を踏まえた対策を早期に実施することが第一であることから、道は「SS過疎地協議会（事務局：資源エネルギー庁）とも連携し、リーダーシップを遺憾なく発揮して関係者による当該市町村における協議の開始を指導すること。

## (4) 水道の安全・安心の確保

「水道法の一部を改正する法律」が施行され（2019年10月1日）、地方公共団体が担ってきた水道事業の運営権を民間に売却する（コンセッション方式）ことが可能となった。水道は公共性が高く、道民の日常生活や命に直結する貴重な財産であることから、安心・安全な水の供給、災害発生等への備え、料金設定などが懸念される。水道供給事業の健全化にあたっては、民間活用も含めた手法について、メリット、デメリットを正しく開示する中で、道は受益者たる市町村民参加のもとで意思決定を行うことについて、全市町村へ周知徹底する。

## 9. その他

「北海道労働資料センター」の管理・運営は、現在、道労働部(労働局)、道経連、道労福協、道労文協の4者構成からなる「運営協議会」の下で行われている。当該資

料センターは、本道における『歴史的労働関係資料』を系統的に収集、整理、保存、且つ展示公開を以って「北海道の学術と文化および産業・経済活動に資する」ことを目的に設置され、準備期間を含め 35 年の歴史を歩んできている。今後も、活かした「資料センター」として、広く道民の便に供するため、永続的な管理・運営を切に要請する。

以 上